

奈良県選挙管理委員会告示第十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和五年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和五年五月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
宇陀市政を考える会	森下一利	神田道広	宇陀市室生無山一〇五―九一
柿本政秀後援会	武野正	竹田勝	奈良市横井一―六四五
きたもん勇氣後援会	米山定男	北門有加里	大和郡山市横田町四七―二
沢田よう子後援会	松尾忠	北本ふみ子	大和高田市大字池田二七二―二七
高柳忠夫後援会	内橋裕和	高柳明日香	生駒市萩の台四―六一―一七
田中たけし後援会	森下一利	神田道広	宇陀市室生無山一〇五―九一
奈良県政治経済商工会	吉田義次	吉田義次	奈良市西大寺赤田町一―四―二六
「森井常夫を励ます会」	汐見定次	西川佳璋	香芝市鎌田四二七

芳山直之後援会	安田喜代一後援会
吉本薫	辰己育利
綿本廣文	西口智博
三 高市郡明日香村大字川原一五一	磯城郡田原本町大字為川北方三七